

## ○尾道市総合計画策定に関する規則

昭和47年8月28日

規則第43号

改正 昭和50年10月30日規則第37号  
昭和54年11月1日規則第48号  
昭和58年4月1日規則第16号  
平成5年4月1日規則第14号  
平成8年4月1日規則第16号  
平成10年4月1日規則第14号  
平成11年4月1日規則第17号  
平成13年3月30日規則第23号  
平成16年3月24日規則第19号  
平成17年3月2日規則第86号  
平成17年3月25日規則第106号  
平成18年1月10日規則第3号  
平成19年3月30日規則第36号  
平成20年3月31日規則第58号  
平成22年10月18日規則第65号  
平成24年3月30日規則第35号  
平成24年3月30日規則第42号  
平成27年9月28日規則第56号  
平成29年3月28日規則第20号  
平成31年3月29日規則第39号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市総合計画策定条例(平成27年条例第34号)に基づく総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(平27規則56・一部改正)

(計画策定の原則)

第2条 総合計画は、関係機関等と連絡協調を保ちながら、効率よく実施できるよう策定しなければならない。

(平27規則56・旧第3条線上)

(実施計画の策定)

第3条 市長は、基本計画で定めた基本的施策を実現するための具体的な事業及び施策を明らかにした実施計画を策定することができる。

(平27規則56・追加)

(策定会議)

第4条 総合計画の試案策定及び総合計画に関する重要事項を審議するため、尾道市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

2 策定会議は、副市長及び職員のうちから市長が任命する者をもって組織する。

3 策定会議は、副市長が主宰する。

4 副市長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(平19規則36・平20規則58・一部改正、平27規則56・旧第5条線上)

(事務局)

第5条 策定会議の事務を処理するため、企画財政部政策企画課に事務局を置く。

2 事務局長は、市長が任命する職員をもって充てる。

(平19規則36・平20規則58・平24規則35・一部改正、平27規則56・旧第6条線上、平29規則20・一部改正)

(部門別計画)

第6条 尾道市部設置条例(昭和31年条例第24号)第2条に規定する部、因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所、教育委員会教育総務部、教育委員会学校教育部、上下水道局、病院事業局及び消防局長(以下「部局長」という。)は、所管事務に属する事項について部門別計画を作成し、策定会議に提出しなければならない。

2 課(これに相当するものを含む。以下同じ。)の長(以下「課長」という。)は、部属部局長の命を受けて所管事項について現状のは握及びその問題点を摘出して、部門別計画を作成し、所属部局長に提出しなければならない。

(平17規則86・平17規則106・平18規則3・平19規則36・平20規則58・平22規則65・平24規則42・一部改正、平27規則56・旧第7条線上、平31規則39・一部改正)

(計画主任)

第7条 各課に部門別計画の企画立案に関する事務を担当させるため、計画主任を置く。

2 計画主任は、課長が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 各課長は、計画主任を指名し、又は指名替えしたときは、その職氏名を事務局長に報告しなければならない。

(平27規則56・旧第8条線上)

(事務局長の資料の提出要求)

第8条 事務局長は、必要があると認めるときは、計画主任に対して総合計画策定に関する資料の提出を求めることができる。

2 前項の要求があったときは、計画主任は直ちに必要資料を作成し、所属課長の承認を得て事務局長に送付しなければならない。

(平27規則56・旧第9条線上)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平27規則56・旧第10条線上)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年10月30日規則第37号)

この規則は、昭和50年11月1日から施行する。

付 則(昭和54年11月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年4月1日規則第14号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年4月1日規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の尾道市行政組織規則の規定により、付則別表左欄の部課に所属する職員は、別に辞令が発せられない限り、同表右欄の部課に勤務を命ぜられたものとみなす。

付則別表

左欄		右欄	
市長公室	企画課		企画室
	秘書広報課	総務部	秘書広報課
都市部	都市計画課	都市部	都市デザイン課
開発事業部	再開発課	再開発部	再開発課

付 則(平成10年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日規則第23号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月24日規則第19号)抄

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月2日規則第86号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年3月25日規則第106号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成18年1月10日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第58号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年10月18日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第42号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月28日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月28日規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月29日規則第39号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。